

別表十(四)

「16」欄又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

- ① 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び
⑥ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十四

平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称		1		翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12	円
当期積立額		2			3年を経過した場合の益金算入額((25)の計)	13	
積立限度	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3			同上以外の場合による益金算入額((25)の計+(27)の計)	14	
	取引基準額 (3) × $\frac{12}{100}$	4			計 (13)+(14)	15	
	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			当期積立額のうち損金算入額 (2)-(1)	16	
	鉱物の販売に係る所得金額 (3)-(5)	6			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額 (12)-(15)+(16)	17	
「16」欄		置法施行令第34条第4項、第5項		貸	貸借対照表に計上されている		

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第58条第1項」※1、「第58条第9項」※2又は「第58条第2項」※3
② 「区分番号」欄:「00203」※1、2又は「00482」※3
③ 「適用額」欄:当該別表十(四)「16」欄の金額(円単位)

※1 第58条第1項(区分番号:「00203」)

探鉱準備金の損金算入

※2 第58条第9項(区分番号:「00203」)

探鉱準備金の損金算入(企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合)

※3 第58条第2項(区分番号:「00482」)

海外探鉱準備金の損金算入

「40」欄

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第59条第1項」※1又は「第59条第2項」※2
② 「区分番号」欄:「00205」※1又は「00483」※2
③ 「適用額」欄:当該別表十(四)「40」欄の金額(円単位)

※1 第59条第1項(区分番号:「00205」)

新探鉱床探鉱費の特別控除

※2 第59条第2項(区分番号:「00483」)

海外新探鉱床探鉱費の特別控除

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費 当期の探鉱用機械設備			入算	(34)+(35)	36	円
	(29)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	31		所得基準額の計算	所得金額総計又は個別所得金額仮計 (別表四「40」の①)又は別表四の二付表「48」の①)	37	
	(30)の額を超える探鉱準備金 益金算入基準額	32			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	38	
	探鉱費基準額 (29)又は((31)-(32))	33			所得基準額 (37)又は((37)-(38))	39	
				特別控除額 (33)、(36)と(39)のうち少ない金額)		40	